

総務省独立行政法人評価委員会（第30回）

平成22年12月22日

【森永委員長】 皆様おそろいのごようですので、第30回総務省独立行政法人評価委員会を開催いたします。定足数につきまして、本日は委員15名のうち8名ご出席いただいておりますので、定足数を満たしております。今回は、今年度で中期目標期間が終了となります情報通信研究機構の見直し案についてご議論いただくことを、主な議題といたしております。議題としてはご覧のように2つあるのですけれども、特に1番目の議題を主な議題といたしております。

では、事務局から配付資料の確認をお願いしたいと思います。

【相馬官房政策評価広報課長】 委員会の事務局を務めております大臣官房政策評価広報課長の相馬でございます。よろしくお願い申し上げます。

配付資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元の配付資料一覧にございますとおり、議題1といたしましては、パワーポイントの資料と見直し案の案、議題2といたしましては、申し合わせの一部改定案、その後ろに参考資料が1から9までとなっております。過不足等はありませんか。よろしゅうございますか。

【森永委員長】 ありがとうございます。

続きまして、事務局を代表いたしまして、福井官房総括審議官からご挨拶をいただきます。

【福井官房総括審議官】 官房総括審議官の福井でございます。

本日は、森永委員長はじめ委員の先生方には、年末のご多忙の中、本委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また日ごろは、私ども所管の独立行政法人所管行政に関して、ご理解とご尽力、ご指導を賜っておりまして、厚く御礼申し上げます。

ご案内のとおり、昨年、政権交代を受けて、私ども事務事業等々、行政の見直しを始めしております。具体的には事業仕分け、あるいは行政事業レビュー等を通じて、無駄がないか、効率的な運用はないか等々を含めて、行政刷新会議あるいは行政評価局等と連携をしながら進めているところでございます。独法に関しても例外ではございませんので、業務・事業の見直しに加えて、不要資産あるいは事務所、あるいは契約関係の見直し等、保有資産の管理、ガバナンス、内部統制等々の強化を含めて、これから一步一步進めていかないといけないと感じている次第でございます。本日の評価委員会につきましても、行政ある

いは事業のチェック機能として、これまで以上に大きなものであると拝察しております。委員の先生方におかれましては、引き続きのご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたしたいと思っております。

本日の審議でございますが、先ほど森永委員長からご紹介いただきましたように、1点目はNICT、情報通信研究機構の中期目標の見直しにかかわります、組織・業務全般の見直し案を中心にご審議いただく予定にしております。それから2点目は、独法の役員退職金に係る業績勘案率の一部改正案についてご審議をいただく予定でございます。審議のほど、よろしくお願いいたしたいと思っております。

本日の審議が実り多いものになりますように祈念いたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【森永委員長】 ありがとうございます。

では、これから議事に入りたいと思っております。まず議題の1でございますが、「情報通信研究機構の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し案(案)」についてでございます。

独立行政法人通則法第35条では、主務大臣が独立行政法人の中期目標期間の終了時において、その組織及び業務の全般を見直し、検討を行うに当たっては、当委員会の意見を聞かなければならないとされております。8月24日に開催いたしました当委員会では、見直しの当初案について審議を行いました。今回は、前回の審議で出された意見や、先般、政策評価・独立行政法人評価委員会から通知されました「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」等を踏まえまして、さらに検討がなされました見直し案(案)について審議をしていただくものであります。最終的な見直し案は、本日の審議も踏まえまして、年末までに総務大臣がまとめることとなっております。

では、総務省からそのご報告をお願いしたいと思います。

【竹内技術政策課長】 技術政策課長の竹内でございます。

ご説明を申し上げます。資料はお手元の資料1-1のパワーポイントがダブルクリップで括っておりますが、これをお外しいたしますと、資料1-2として、見直し案の全文がついてございます。それと参考資料といたしまして、参考資料の4、5の2つが関係いたします。参考資料の4は、前回の評価委員会での関連のご意見の抜粋でございます。参考資料の5が、勧告の方向性について情報通信研究機構に関連する記述の部分をお付けしてございますので、この参考資料の部分は適宜参考としてその都度見ていただく形で、ご説明は、お手元の資料1-2、A4縦の全文を使ってご説明を申し上げたいと思っております。

この組織・業務全般の見直し案につきましては、前回8月に見直しの当初案ということで既にご審議をいただき、取りまとめをいたしたところでございますが、その後、参考資料5でございますような勧告の方向性が出されましたので、そういったものを踏まえて見直し案として修正をしたものでございます。

資料1-2をご覧いただきたいと思いますが、最初の目的でございますとか特徴といった部分については、特に修正がございません。また2ページ目でございますが、(3)「これまでの取り組みと実績」の部分についても修正はございません。修正をいたしましたのは5ページ目以降でございます。

5ページをお開きいただきまして、(4)「ICTを巡る現状と課題」という記載がございます。ここの中ほどに「諸外国においても」で始まるパラグラフがございますが、この部分につきまして、やはり欧米の研究開発動向を明確に記載したほうがいいのではないかとということで、「諸外国においても」のパラグラフの2行目、米国では省庁横断プログラム、NIRADと書いておりますが正しくはNITRDでございますが、そういうところ、それから以下、欧州についても記載をしておりますが、要は、欧米でこの研究開発投資が非常に活発に行われていることについて、具体的な記載を追加したものでございます。

合わせまして同じパラグラフの下から5行目でございますが、「欧米に劣ることのないように」という記載を追加しております。やはり我が国としてこの分野は大変戦略的に重要な分野でございますので、欧米では実際どの程度予算が増えているのか、国としてそれに劣ることがないようにしっかり取り組む必要があるという部分の記載を、追加したものでございます。

6ページに参りまして、社会課題の解決に資するICT研究開発の必要性でございますとか、基礎・革新的ICT研究開発の必要性、この辺については必要性は特に変わりませんので、記載は変更しておりません。

7ページの③でございます。産学官連携による成果の社会還元やグローバル展開についても、同様でございます。④の事業振興業務についても、特に記載変更はございません。

次に(5)につきましても、NICTの必要性和期待される役割でございますが、8ページに①から④の4つの観点からの必要性が書かれておりますが、当初案から変更はございません。

9ページをお開きいただきたいと思いますが、2として、組織・業務の見直し基本方針でございます。この部分で追加が何点かございます。まず1点目は、2として四角で囲ってある直後のパラグラフと、その次の2つの段落を追加記載いたしております。当初はさら

と「今後の業務・組織の見直しにあたっては」と書き始めておりましたが、やはりこの分野での民間での研究開発投資が減少している現状、そして厳しい財政状況の中でも公的研究機関に対する期待、役割が非常に高まっていること、こういった分野の研究開発が、次の世代までつながるような技術的基盤をしっかりと築いていくことが必要不可欠といったことを、この2つのパラグラフで追加記載いたしております。

その後、業務の重点化でございますが、この部分につきましては、参考資料の5にございます、勧告の方向性という中で、特に事業振興業務につきまして、さまざまな見直しや効率化をすべきであるという方向性が出されておりますので、そういった考え方、具体的な方向性について、可能な限り記載をするということで、追加の記載が何点かございます。

(1) 業務の重点化の中で追加した部分でございますが、まず1行目の「研究成果の社会還元促進、我が国の国際競争力の強化、他の研究機関との連携・協力による相乗効果や無駄な重複排除の観点を踏まえ」ということ、あるいはその3行下でございますが、「また、委託研究については、自主研究との一体的な実施により効率化が図られる場合に限定し、テーマの一層の重点化を図り実施する」といった表現を追加いたしました。次の行でも「業務の必要性、業務内容の適正性、NICTが実施する必要性について検討を行い」という部分、さらには一番下の行の「支援対象の選定に当たっては、第三者委員会の設置など適切な方法により評価を行い、透明性の確保に努める」という部分を追加いたしております。

また10ページ目の①から⑦といたしまして、事業振興業務について、こういう見直しをする、あるいは効率化をするということで、7点列挙されておりますが、これらはいずれも参考資料5にございます勧告の方向性で示されているもののうち、代表的なものについて記載しているものでございます。(2)として「体制の見直し」がございまして、この部分については変更点はございません。

11ページに参りまして、「効率的・効果的な業務組織運営」という部分がございまして、①にございます「効率化目標の設定等」につきましては、新たに追加した部分でございます。内容といたしましては、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うといった、効率化目標の考え方を追加して記載いたしました。併せまして給与水準についても、政府における取り組みを踏まえた見直しを行うという記載を追加したものでございます。②にございます「地域連携・国際連携の重点化」では、2番目と3番目にございます海外拠点について、修文をいたしております。修文いたしましたのは、これも勧告の方向性を踏まえた修正でございますが、3つの海外

拠点について、他法人等の事務所との共用化を検討するなど、経費の削減を図るということで、修正いたしております。また3番目のポツにございます2つのラボについて、現在のプロジェクトが終了するときに廃止するという文章も、追加したものでございます。見直し当初案では、このあたりは、真に必要な機能に重点化するという表現でございましたが、勧告の方向性を踏まえて修正をしたものでございます。

最後12ページでございますけれども、⑦といたしまして「自己収入の拡大」ということで、ここも新たに追加したものでございます。要は知財を維持運用するためにかかるコストと、実際に得られる特許の実施許諾料による収入との比較において、現在は費用のほうが多いという現状を踏まえまして、費用のコストの削減と収入の増加を図ることについて、追加したものでございます。

以上が、前回8月にご審議いただきました組織・業務全般の見直し当初案からの変更点でございます。全般を通しまして11月に出されました勧告の方向性を踏まえて、しかし一方で、情報通信研究機構が担う国としてのこの分野での研究開発の重要性・必要性をしっかりと明示して、今後の見直しを進めていきたいということで取りまとめをいただいたものでございます。説明は以上でございます。

【森永委員長】 ありがとうございます。前回の親委員会は8月でございましたので、どういう議論があったか、詳細については委員の先生方も定かではないとは思いますが、一応、変更点を今さらっと説明していただきました。

私からちょっと足しておきますけれども、実は8月の親委員会の後、政独委から、先ほどご説明がありましたように、見直し当初案に対する勧告の方向性であるとか、あるいは行政刷新会議から、全独法を対象とした事務・事業の見直しの基本方針が11月に確定されました。その後、12月8日にNICTの部会を開催いたしました。部会でいろいろ専門委員の方々に審議をしていただいて、かつ、その時にかなり自由にご発言いただき、どうでしょうかという観点で議論をしていただきました。そういう経過を経て今日の親会開催なのですが、なかなか事務局も大変な苦勞がございまして、政独委からの意見であるとか、行政刷新会議の閣議決定との整合性はとらないといけないし、そうかといまして、NICT、いわゆる研究開発型の独立行政法人を評価するに当たっては、一般の実務型の独立行政法人を評価するのはやはり観点は相当変えないと、確かな評価はできないのではないかという、12月8日の部会ではたくさん意見を頂戴いたしました。その後、事務局と私と、逐次ご報告をいただいて、もう一度まとめ上げたのが、今、竹内課長からご説明があったこの案であります。

部会ではどういうご意見、議論が多かったかといいますと、一言で言えば、先ほど申し上げましたけれども、やはり一般的な見直し方針等は、いかにも国研といいますか公的研究開発機関には、そのまま当てはまらないのではないかというご意見が、非常に多かったです。例えば、研究遂行していくにつきましては、独法の研究だけではなく一般に言えることなのですけれども、やはり資金の面でも、あるいは人材の面でも、時間的な面でも、ある種のゆとりがないといけません。ゆとりと言うと、ゆとり教育で評判が悪いのですけれども、そういう意味ではございませんので、ゆとりというものが非常に大切なことなのです。もともとそういうものなのですが、そこへ持ってきて、事業仕分け的な処理をすると、我々がゆとりと言っているところが、非常に無駄に見えたりしてしまう。ところが、無駄と言うけれども、それでは一体誰が判断したのですかと。本当に研究開発という意味の専門家集団がご覧になって、そのような観点から本当に無駄だと言われれば、致し方ないかもわからないけれども、今のところはどうもそのようでもなさそうだというご意見。

それから当然、研究といっても国研の場合は、NICTの場合は、自由に研究していいというものでもない。これもよく分かっている。それはNICTの文章の中にも入っておりますけれども、例えば大学とか民間企業だけでは取り組めないような、大変長期的な大型あるいは基礎的な研究とか、それから国の政策的な観点からも整合のとれた、国からの要請も受けたようなものでなければいけないし、しかも質の高さも求められるという制約はやはりついているわけです。そこへ持ってきて、確実に国民の税金が投入されているわけですから、当然のことながら国民への還元とか社会への還元は言われるまでもない話なのですが、けれどもあまりその面がきつく出過ぎても、いわゆる研究開発という意味の評価が正しく行われないケースも多々ある。その辺が非常に気になるというご意見。

それから、今やもう情報通信白書にも出ているぐらいなのですけれども、ICTの研究開発は全分野的なものであって、どの分野でもICTの利活用をできるもので、その結果、今まで考えもつかなかったようなイノベーションが創出されるものなのだ。そういう意味では、ICTの研究開発はイノベーション創出の原動力と期待されてますけれども、そのような位置付けになっているわけです。かつてのようなテレコム分野だけのイノベーションではなくて、それを飛び出て異分野とか異業種に入り込んで、また新たな技術革新、イノベーションが創出される。今、そういう時代であると。そのためには、これもよく言葉が出てきますが、オープンイノベーションという言葉。イノベーション、技術革新、いわゆる独自技術、あるいはオンリーワン技術といってもいいでしょうけれども、それを持つこと。その大切さは基本にあるのですけれども、オープンイノベーションと言ったとき

は、何もその独自技術をさらけ出すという意味ではなくて、自ら持っている独自技術を、他の分野のまた違う独自技術と合わせると、またそこで1つのイノベーションが起こるといふところをねらいとしたいというのが、情報通信白書でもはっきり示されている。

だからそういう時代になりつつあるところへ持ってきて、国内的にも国外的にも例えば拠点の役割をどのように見直すのか。本当に今まで以上に大きな役割が、これから出てくるのではないか。例えば海外拠点でも、今までよりはオープンイノベーションという意味では、海外のいろいろな先端技術を見つけ出して、我が国の技術とのマッチングといひますか、このようなことを、海外拠点は大きなこれから役割とされるはずなのですけれども、そこへ持ってきて、大変それは無駄であるとか、縮小せよとか、あるいは事業が終わったら廃止せよということが、本当にそれでよろしいのでしょうかという意見も、ございました。だから、研究開発型はやはり別の基準で評価されるべきなのではないかと。折しも、文科副大臣がそういう意味での研究開発型の独立行政法人の在り方について検討チームをおつくりになっているようでございまして、その進捗状況もウオッチするべきかという意見が、12月8日に開催いたしました部会では、たくさんいい意見を頂戴しました。

その後、そのご意見も受けまして、政独委からの評価であるとか、あるいは事業仕分けの結果等も踏まえまして、今説明させていただいたその案をつくったということです。ですから、部会であるとか、我々だけの意見というわけにもいかない。それはちゃんとした政独委からの意見もありますし、行政刷新会議側の意見もありますので、そういう評価も踏まえないといけない。そこを言われっ放しというわけにはいかんと。それで、1つ1つについて、いや、こうではというのではなくて、うまく盛り込んで今日の案とさせていただいたというのが、今までの状況でございます。

さて、そういうことございまして、今日、委員の方々から、これにつきましてご審議いただく、ご意見を頂戴したいと思ひます。どなたか、どうぞお願いしたいと思ひますが。

根元先生。この間の部会では相当な意見をいただいたのだけれども、その時はまとめるのが難しかったのが現状なのですが。

【根元委員】 どうも大変ご苦労さまでした。森永先生のお話にありましたように、事務局も大分ご苦労だったと思ひます。部会では、やはり我々としてはNICTに対する期待と、それからこれまでの実績と今後のあり方を真摯に考えて、いろいろなフランクな意見が出たと思ひます。それを今、森永先生がまとめていただいたことだと思ひます。ところが、やはり政独委からも来ていますし、それとの整合ということで非常に難しい点があると思ひますけれども、今日お話を聞いた点では、我々が危惧している部分は網羅され

ているといえますか、心配は大分減ったなという感じがします。期待としては、これをベースにN I C Tでより具体的な政策、今後の第3期の中期目標をつくるのだと思いますが、その場で、より自分たちの強み、将来の責任を明示されることを期待すると。ですから、今日ご提案いただいた、森永先生が大分ご苦勞になった案に関しましては、私は特に異論はございません。

【森永委員長】 ありがとうございます。

ほかの委員の方々はいかがですか。

どうぞ。

【釜江委員】 10ページのところで、少し数字をお伺いしたいのですが。あるいは後でも結構なのですけれども、例えば④ですとか⑤ですとか、④はベンチャーへの出資、「配当金又は分配金の着実な受取に努める」となっていますが、この辺の実績は、これは前に数字はお出しいただいたのですでしたか。8月の時点で。

【竹内技術政策課長】 数字は今、手元で確認でき次第ご説明させていただきます。

【釜江委員】 はい。それから、⑦についても少しお伺いしたいのですけれども、これは8月の時点の、参考資料の4の2ページの上の「3点目」にご説明があるのですが、通信・放送事業に関する事業振興業務の債務保証あるいは利子補給、もう少し具体的なお話をお伺いできればと思います。

【竹内技術政策課長】 では2点、お尋ねいただきましたので、まず2点目からご説明申し上げます。⑦の債務保証、利子補給につきましては、民間の信用基金の運用益によりまして、この2つの業務を行っているものでございます。実際の債務保証の金額4.3億円に対しまして、保有する基金が56億円と。いかにも大きいのではないかということでございますので、その適正化を図ることと、実際の適用利率について、実際のいろいろな他の主体が実施しているような業務との適正なバランスも考慮して見直しを図ったかどうかということでございます。ですから、これは国費により実施している業務ではございません。民間の出捐により助成された基金の運用益でやっているものではございますが、その適正化を図っていかうというのが、⑦番でございます。

④につきましては、ベンチャー出資、事業仕分けの関係もございましたけれども、ベンチャーの育成とか支援に対して国としての関与をどうするかという、いろいろな省庁の行っている施策全般について基本的には見直しをするという方針が出されておまして、N I C Tの実施するベンチャーの、事業そのものに対する出資業務について見直しをするということでございます。この部分について数字ですが、ベンチャー出資の累積欠損金は2

9億円となっております。これまで出資業務を行った案件は11件ございます。そして既に出資を終えて回収、償却を行った8件の欠損がこの29億円の大部分を占めているということで、現実的にはこの29億円すべてを解消するのは非常に難しい状況にございますが、可能な部分については極力回収を強化するというので、累積欠損金を少しでも減らしていく努力を、今、していただいております。

【森永委員長】 釜江委員、よろしいでしょうか。

【釜江委員】 はい、結構です。

【森永委員長】 ではほかの方、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。特段の意見がございませんので、この審議の結果を十分踏まえまして、見直し案をこれから決定していただく作業をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

なお、見直し案決定後の流れですが、申し上げておきますと、独立行政法人通則法第29条及び30条によって、総務大臣が次期中期目標を定めて、情報通信研究機構に指示し、情報通信研究機構がその指示を受けて次期中期計画を作成し、総務大臣がこれを認可することになります。総務大臣が中期目標を定める際と中期計画を認可する際には、当委員会の意見を聞くこととされておりますので、今回はこの中期目標及び中期計画についてご審議をいただくこととなります。以上が、次回に向けての流れでございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「独立行政法人の役員退職金に係る『業績勘案率』の決定についての申し合わせ」の一部改定について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【相馬官房政策評価広報課長】 ご説明させていただきます。お手元の資料、「独立行政法人の役員退職金に係る『業績勘案率』の決定についての申し合わせ」の一部改定についてというタイトルの資料、3枚まとめてございますが、こちらをご参照願えればと思います。

まず改定の経緯でございますが、法人役員の退職金の業績勘案率につきましては、参考資料6に付けております閣議決定に基づいて、各省の独法評価委員会で決定することとされております。その具体的な算出方法につきましては、委員会の申し合わせという形で定めてございます。申し合わせでは、業績勘案率は法人の業務実績評価の結果を活用して算出することとしております。現行は、年度途中で就任または退職された役員の、退職金に係る業績勘案率の算定方法について明記していないために、これを明らかにするよう、申し合わせの改定をさせていただきたいと、考えております。またこれを機にその他の箇所

についても見直しを行い、必要な改定をさせていただければと存じています。

次に、主な改正点でございます。2枚目の朱書きの箇所のとおりでございます。今申し上げました年度途中で就任または退職した役員の業績勘案率につきましては、枠の中の計算式について、年度途中で就任・退職した場合は、基準業績勘案率の算出の際に、在職月数に応じて加重平均した値を用いることを明示するための修正。次に、枠の中の下から3行目の「なお」以降に、退職年度の評価が確定していない時点で基準業績勘案率を算出する場合には、前年度の業務実績を使う等、合理的な方法によることとする旨の明示をしております。そのほか、下から6行目の注書きに、政策評価・独立行政法人評価委員会において検討を行う場合の考え方について、昨年3月に当委員会あてに送付されております参考資料8でございますが、その明示。それから最後の項目に、従来は監事について特段の規定がございませんでしたけれども、今後、退職金の支払いが見込まれる常勤監事がいらっしゃると思いますので、その業績勘案率について1.0を基準とする旨の明示等の修正をさせていただきます。

3枚目の資料が、新旧対照表でございます。併せてご参照願えればと思います。

簡単ではございますが、以上でございます。

【森永委員長】 ありがとうございます。

以上ですが、どなたか、ご意見はございますか。

大変細かい数字が載っていますので。

では、よろしゅうございますか。ありがとうございます。特段、ご意見もないようでございますので、一部改正案につきましては当委員会として了承したことにさせていただきます。それで今、この一部改正案が決定いたしましたので、これから一部改正案を施行することとなりますので、各分科会におかれまして、次回以降の業績勘案率の算出の際はこれをご留意いただきたいというのが、お願いでございます。

議題はこの2つでございますが、その他、事務局から何かございますか。

【相馬官房政策評価広報課長】 その他としてご連絡すべき事項を申し上げます。

先ほど、委員長からもお話がございましたけれども、本日ご審議いただきました情報通信研究機構の中期目標期間終了時の見直しに関しまして、次期中期目標期間の中期目標・中期計画等につきましてご審議いただくために、2月もしくは3月に、次回第31回になりますが、独立行政法人評価委員会を開催したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。日程等詳細につきましては、後日、事務局から改めて先生方のご都合を伺わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、政策評価・独立行政法人評価委員会における平成21年度業務実績に関する二次評価結果が、本日午後、公表されたところでございます。当委員会あての正式な通知につきましては、本日の夕方以降に届く予定でございますが、この関係の資料につきましては、追って皆様方にメール等でお送りしたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

【森永委員長】 政独委は、下の掲示を見ていたら午前中開催になったようですね。そうですか。特に都合の悪い案件もございましたか。

【相馬官房政策評価広報課長】 都合の悪いというと、意味が今一つわかりかねるのですが、先生方が既にある程度ご承知の話を含めての議論だったと承知しております。

【森永委員長】 そうですか。

【佐藤委員】 よろしいですか。

【森永委員長】 どうぞ。

【佐藤委員】 二次評価の結果が発表になるということですが、この活用方法はどのようになっているのか。理事の退職等について、退職金の算定に一部使っているという、先ほどの修正案の意味なのですか、その他にどういう活用をされているのかを、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

【相馬官房政策評価広報課長】 活用といいますと、具体的には……。

【佐藤委員】 フィードバックがかかっているかということですね。

【相馬官房政策評価広報課長】 何と申し上げたらいいのでしょうか。いずれにしても当然のことながら、この評価した結果についてきちんと対応がなされているかどうかにつきましては、具体的に理事の業績勘案率の際の算定資料になることは十分あり得ると考えております。

【佐藤委員】 そうではなくて、例えば理事の退職金を算定するときに、方程式でもって出しましたと。ただ文書、参考資料7があつて、国家公務員で1.0を基本としますよということで、大体これに縛られてしまうというのでしょうか。いろいろ計算をして1.3とか1.2とか出てくるわけですね。でもこの文書があるので1.0になっていると。何のために算定したのかなというか、この組織はAですとか、ちょっとBだったというその結果が、どのようにフィードバックされるか。目的とするところは、毎年のように予算の削減をして、皆さんの知恵でもって何とかやってきている中で、前向きになれるような評価に使っていただきたいなと思ひます。

私は統計センターを担当しています。7年やってきて、多分、累積で見ると何十億かの節約になっていると思います。国勢調査もインターネットで直接やるようになった。これで郵送料だけでも相当減っているのですね。何億というオーダーだと思いますが。今度は郵便料金削減で、今までだとA4判をそのまま配布していましたが、これを三つ折りにしてやろうと。そうすると定形外から定形内に入ってくると。それでまた相当削減できる。今まで考えてみなかったのがおかしいのですけれども、OCRとのコンビネーションもあるわけです。1,000人近く、860人、職員の方がいらっしゃって、そういう知恵をもうちょっと引き出せるような仕組み、せっかく頑張ったねというけれども、数字だけでAでしたと終わっているのだと、その次に、そこを新しいエネルギーにつなげていただきたいなということなのです。それをぜひお考えいただきたいなと思います。お願いでございますが。

【相馬官房政策評価広報課長】 大変失礼いたしました。先生のご趣旨はよくわかりました。

この問題は、なかなか非常に従来から難しい問題であることは認識しております。ただ、やはり組織が違う以上、視点ないし観点はどうしてもずれてきてしまう部分があるのかなと。ずれるという言い方は適切ではございませんが、違う観点での議論になってくる部分があるのかなとは思いますが。ただ私ども事務局といたしましても、その辺、今、先生のおっしゃったような話を踏まえて、きちんとやはりつなげるような形で努力は継続していきたいと思っております。先生のお話はよくわかりましたので、その辺、十分肝に銘じて、私どもも努力してまいりたいと思っております。

【森永委員長】 そうでしょうね。二次評価が出たと。その二次評価がどのようにフィードバックされるのか、あるいは反映されるのかという、軽々には言えないけれども、例えば先ほどのNICTの次につくる中期計画の実行の過程で、今回出た二次評価などのことも参考に入れて、そこで反映するとか、そうなるでしょうね。

佐藤委員、よろしゅうございますか。

【佐藤委員】 はい。

【森永委員長】 ありがとうございます。

ほかはどうでしょうか。

よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

議題はこれですべて終了いたしまして、佐村官房政策評価審議官からご挨拶をいただきます。

【佐村官房政策評価審議官】 本日は、年末の押し迫るところでお時間を頂戴いたしまして、本当にどうもありがとうございます。また大変深いご議論をいただいたと思っております。

今置かれた行政環境や、あるいは今の財政環境の厳しさは、ここのところの新聞などでよくご存じかと思えますし、また冒頭、福井官房総括審議官からもお話がございました。政独委の話や行政刷新会議のご議論を受けながら大変ご苦勞をいただいた話は、先ほど森永委員長からございました。

私が京都で勤務していた頃、関西の民間の有力企業の方から、それぞれの研究予算を頭数で割り、一人当たりで換算した場合に一番余裕があるのが国独法と言われたことがありました。次が国立大学、次が私学、次が民間企業だと。民間企業は大変厳しいのだと。効率化を進めることの必要性をかなり強く説かれたときに、どの範囲の予算で計算したのか等いろいろ言い分はありますが、このように比べられた大変と思いながら話を聞いていた記憶がございます。財政環境の厳しさなどで、そういうご議論はよく出てくるわけですけれども、先ほどのゆとりという言葉聞きながら、一つの物の考え方を頂戴したような気がいたします。

これから、日本の国際競争力が大変に劣化しているとか、あるいは少子高齢化という問題が進展する中で、それを打開するためには技術開発を進めて、イノベーションとかで起こしていくのは、一つの大きな有力な手段だと思うわけですけれども、そういう中であって大変厳しいとは言いつつも、次期中期目標期間におけるNICTがどういう役割を果たしていくかというのは、厳しいからこそ大変重要だと思っております。

ゆとりと、それから効率化、あるいは説明責任というものを、どうやって両立させていくのか、これから難しい作業をしていかなければいけないかと思えます。これまでいただいたご意見をもとに、さらに活発な議論がなされて、いいものができていきますように、一段のご尽力をお願い申し上げ、また皆様方がいよいよ年末始を健やかに過ごされることをお祈りいたしまして、ご挨拶いたします。本当に今日はありがとうございました。

【森永委員長】 ありがとうございます。なかなかキーポイントにかかわるご挨拶を頂戴いたしました。

それからご多忙の中、ご出席くださいました委員の先生方、本当にどうもありがとうございました。また、次回、よろしくお願ひしたいと思います。

それではこれで終わります。皆様、ありがとうございました。